

平成 25 年 5 月 10 日

各 位

会社名 スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社
代表者名 代表取締役最高経営責任者（CEO） 関根 純
（JASDAQ・コード 2712）
問合せ先 執行役員（人事管理担当） 荻野 博夫
（TEL：03-5745-5578）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 10 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 21 日開催予定の第 18 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 弊社は、本年 3 月に本社機能を東京都渋谷区から東京都品川区に移転しておりますが、実際の本店業務に併せて、現行定款第 3 条に定める本店の所在地を変更するものであります。
- (2) 公告の方法について、効率的かつ経済的な公告方法である電子公告を採用することとし、合わせて事故その他やむを得ない事由で電子公告によることができない場合の予備的な措置を定めるため、現行定款第 5 条を変更するものであります。
- (3) 平成 24 年 4 月に全国証券取引所の有価証券上場規程等が改正され、単元株式数が 100 株または 1,000 株以外の上場会社は、単元株式数を 100 株とすることが義務付けられたことに伴い、弊社は、平成 25 年 5 月 10 日の取締役会におきまして、平成 25 年 10 月 1 日を効力発生日として、1 株につき 100 株の割合をもって分割するとともに、1 単元の株式の数を 100 株とする単元株制度を採用する旨を決議いたしました。これに伴い、所要の変更を次のとおり行うものです。
 - ① 単元未満株式を有する株主の権利を定めるため第 8 条を新設いたします。
 - ② 条文の新設に伴い条数を繰り下げいたします。
 - ③ 第 8 条の新設の効力発生日を定めるため、附則第 1 条を変更いたします。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

平成 25 年 6 月 21 日 第 18 回定時株主総会開催

同日 定款変更の効力発生

ただし、「1. 変更の理由」のうちの(3)に記載した変更につきましては、平成 25 年 10 月 1 日を効力発生日とします。

以上

別紙（下線は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を <u>東京都渋谷区</u> に置く。</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。</p> <p>(新設)</p> <p>第8条～第36条 (条文省略)</p> <p>附則</p> <p>第1条 第6条の変更並びに第7条の新設及びそれに伴う条文の繰り下げは、平成25年10月1日から効力を発生する。なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を <u>東京都品川区</u> に置く。</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u>日本経済新聞に掲載してこれを行う。</p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第9条～第37条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 第6条の変更並びに第7条から第8条の新設及びそれに伴う条文の繰り下げは、平成25年10月1日から効力を発生する。なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。</p>

以上